稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和８年11月）

１　労働災害発生状況

令和8年10月に確認した労働災害件数は10件でした（うち、休業1か月以上は3件）。

令和8年の労働災害件数は、10月末時点で67件（前年比△9件）となっており、減少傾向が続いています。

確認した労働災害については、10件のうち4件が60代以上の労働者によるものでした。当署管内において令和8年10月末時点で50歳以上の労働災害件数割合は53.7%（60歳以上は32.8%）です。高年齢労働者は身体機能の特性から災害発生時に重症化しやすい傾向があります。本年から「高年齢労働者の労働災害防止のための指針」が施行され、高年齢労働者の労働災害防止に向けた取組が事業者の努力義務とされていますので、指針に基づく措置の実施をお願いします。

また、以下にもありますが、建設業の皆様におかれましては、10月から12月末までが建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施期間となっています。本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」に基づき、取組の実施をよろしくお願いします。

宗谷管内では肌寒い日が増え、これから本格的な冬季を迎えます。積雪や凍結等に起因する冬季特有の労働災害の防止に向け、必要な措置についても事前の準備をよろしくお願いします。

２　労働災害事例（括弧内は年齢性別、休業見込期間）※抜粋

【小売業】

・店内で小さい脚立（ミニステップ）に乗り品出し、棚上の整理を行っていたところ、脚立から降りるときに踏み台を踏みはずし転落。手首から着地し、捻挫を負ったもの。（30代女性、休業1か月）

【道路貨物運送業】

・トラック荷台にホタテの積み込みを待っているとき、荷台の状況を確認するためトラックに取り付けられた梯子を使用し確認を行おうと梯子に昇った時にバランスを崩し、体の左側面から墜落。左肘と左手首の骨折を負ったもの。（60代男性、休業3か月）

【製造業】

・干貝柱製品の乾燥作業のため、当該製品を積載した台車を乾燥室へ入れる作業中、自身が運んでいた干貝柱製品を積載した台車と、乾燥室から出てきた別の台車に右手首が挟まれ、右手首を骨折したもの。（60代男性、休業2週間）

〇建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

道内の建設業における7月末現在（速報値）の死亡者数は7人で、前年同期の9人と比較して2人減少しています。また、死傷者数は363人で、前年同期と比較して27人減少しています。

死亡災害については、過去5年間の同時期における平均死亡者数を下回っており、例年より少ない状況にありますが、全産業の死亡者数の約3割を占めており、依然として業種別では最多となっています。

稚内署管内の建設業においては、昨年度は1件の死亡災害が発生しましたが、本年は発生していません。また、死傷者数は10人と、前年同期の18人と比べて8人減少していますが、依然として業種別では最多となっています。

北海道における建設業の労働災害は、例年、追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあります。特に死亡災害については、過去5年間の同時期における死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出して多い状況にあります。

このため、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」に基づき、同運動を展開します。

詳細につきましては、以下の二次元コードをご参照ください。

先月の労働者死傷病報告（休業４日以上）の受付状況

製造業	3 件	
建設業	1 件	
道路貨物運送業	2 件	
林業	件	
その他の事業	4 件	（小売業2、漁業1、病院1）
計	10 件	

建設工事追い込み期労働災害防止運

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例です。

「Ｓａｆｅコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示しています。

加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。（0162-73-0777）